

## 有機フッ素化合物の検出について

### ◇有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）※1の試験結果

北名古屋水道企業団が管理している設備の一つである豊山配水場の井戸水において、令和3年3月にPFOS・PFOAの測定を行った結果、下記のとおり検出されました。（豊山配水場については、令和2年度ベースで442,678 m<sup>3</sup>配水しましたが、これは企業団の総配水量の3.87%に当たります。豊山配水場の配水区域については、時間帯にもよりますが、概ね豊山町豊場地内で国道41号線以東と想定されます。）

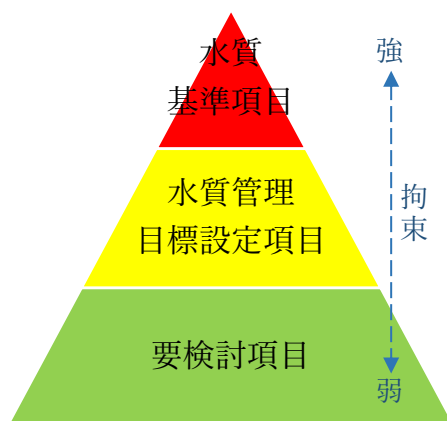
### 北名古屋水道企業団試験結果

|    | PFOS     | PFOA    | PFOS+PFOA |
|----|----------|---------|-----------|
| 浄水 | 127 ng/L | 23 ng/L | 150 ng/L  |
| 原水 | 151 ng/L | 24 ng/L | 175 ng/L  |

（※厚生労働省が定めた暫定目標値はPFOS・PFOAの合計で50ng/L）

### ◇我が国の水質基準について

水道水の水質については、厚生労働省が以下3つの項目に分類し通達指導しています。



- 1 水質基準項目（水道法第4条、省令）対象51項目  
・水道事業者の検査義務あり  
・厚生労働省が定める基準値に適合義務あり
- 2 水質管理目標設定項目（局長通知）対象27項目  
・水道事業者の検査義務なし  
・厚生労働省が定める目標値に適合義務なし
- 3 要検討項目（課長通知）対象45項目  
・水道事業者の検査義務なし  
・必要な知見、情報収集に努める

### ◇PFOS・PFOAの水質基準位置付けについて

令和2年度に、要検討項目から水質管理目標設定項目に変更されました。それに伴い厚生労働省はPFOS・PFOAの暫定目標値※2を設定し、両物質の合計で50ng/L※3としました。

#### ◇北名古屋水道企業団の今後の対応

PFOS・PFOAは、水道法による規制対象物質ではありませんが、厚生労働省が定めた暫定目標値を上回る数値が検出されたことから、令和3年3月17日に豊山配水場からの配水を停止しております。今後については、安心・安全を最優先と捉え、継続的な水質試験を実施し、安全が確認されるまでは、配水を再開しません。試験結果については、都度、情報提供に努めてまいります。

※1 PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、耐熱性や耐薬品性に優れ、フライパンの表面加工、撥水剤や泡消火剤として幅広く使用されております。PFOSは平成22年に国内での使用・製造が禁止されており、PFOAについても、現在国内での使用・製造を禁止する動きがあります。

※2 ヒトが毎日2L飲用しても問題ないとされる値。毒性評価が国により異なる現状から、最も厳しいレベルを選択して暫定目標値としています。

※3 ng/Lとは、水1Lあたり10億分の1gの物質が溶解していることを表します。

#### ○水質に関するお問い合わせ先

北名古屋水道企業団

工務課 配水維持担当

Tel：0568-22-1251（代表）

Fax：0568-22-7790